

## **第5章　方法書関係地域の範囲**



## 第5章 方法書関係地域の範囲

「方法書関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」(平成 10 年 12 月 24 日三重県条例第 49 号) の第 5 条第 2 項において、「対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

本事業で選定した環境項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の 15 項目である。

このうち、本事業による影響範囲が広い項目としては、水質と景観が考えられる。水質については、新最終処分場からの処理水は、西側を流れる真盛川に放流される計画であり、真盛川は松阪市上川町地内で山下川を合わせ、さらに松阪市西野々町地内で金剛川に合流する。以上より、水質の影響範囲は、図 5-1.1 に示すとおり処理水の十分な拡散が考えられる山下川との合流地点（対象事業実施区域から約 2.5 km）までであり、松阪市内で完結する。

景観については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（平成 11 年、建設省）によると影響範囲は約 3km とされており、その範囲内には図 5-1.1 に示す通り多気町と明和町が含まれる。ただし、対象事業実施区域と多気町、明和町との間には丘陵地が存在しており、視界が遮られている。

その他の項目は、同マニュアルによると、大気質、騒音、振動等の影響範囲は一般的には 50～100m、生物の影響範囲が 200m とされており、対象事業実施区域周辺 200m に多気町、明和町は含まれない。

また、本事業が松阪市内で発生した一般廃棄物を埋立処分するための新最終処分場建設事業であり、ごみの排出元から松阪市クリーンセンターでの処理、新最終処分場までの運搬が全て松阪市内で完結することからも、方法書関係地域を松阪市ののみと設定することは適切であると考える。

以上より、本事業の方法書関係地域は、松阪市とする。



図 5-1.1 本事業の影響範囲